

「停留」とは、感染症の病原体に感染したおそれのある者について、感染の有無を確認するため、一定期間、医療機関や宿泊施設へ収容して経過観察を行うことをいう。

## 【停留施設の確保状況】

### 1. 一類感染症に感染したおそれがある者の停留（検疫法第16条第1項）

#### 特定または第一種感染症指定医療機関に入院を委託

※ 緊急その他やむを得ない理由があるときは、上記以外の病院若しくは診療所であって検疫所長が適当と認めるものに入院を委託し、又は船舶の長の同意を得て、船舶内に収容して行うことができる。

➤ 全ての検疫所において特定若しくは第一種感染症指定医療機関と入院委託契約を締結済み

### 2. 新型インフルエンザ等感染症に感染したおそれがある者の停留（検疫法第16条第2項）

(1) 特定、第一種、第二種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院又は診療所であって検疫所長が適当と認めるものに入院を委託

➤ 一部の検疫所を除き、特定、第一種若しくは第二種感染症指定医療機関と入院委託契約を締結済み

(2) 宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容

➤ 宿泊施設側において風評被害による利用者数減少への懸念や客室確保が困難等の課題があり、ほとんどの検疫所において同意を得られていない状況

(3) 船舶の長の同意を得て船舶内に収容